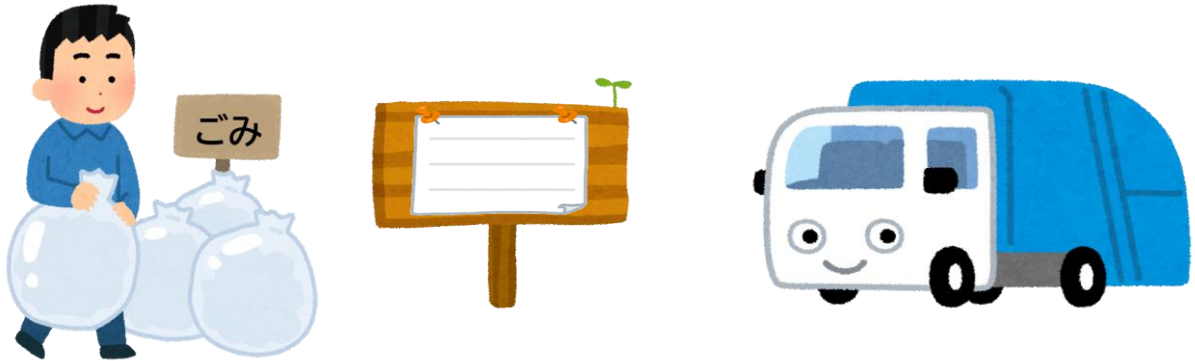
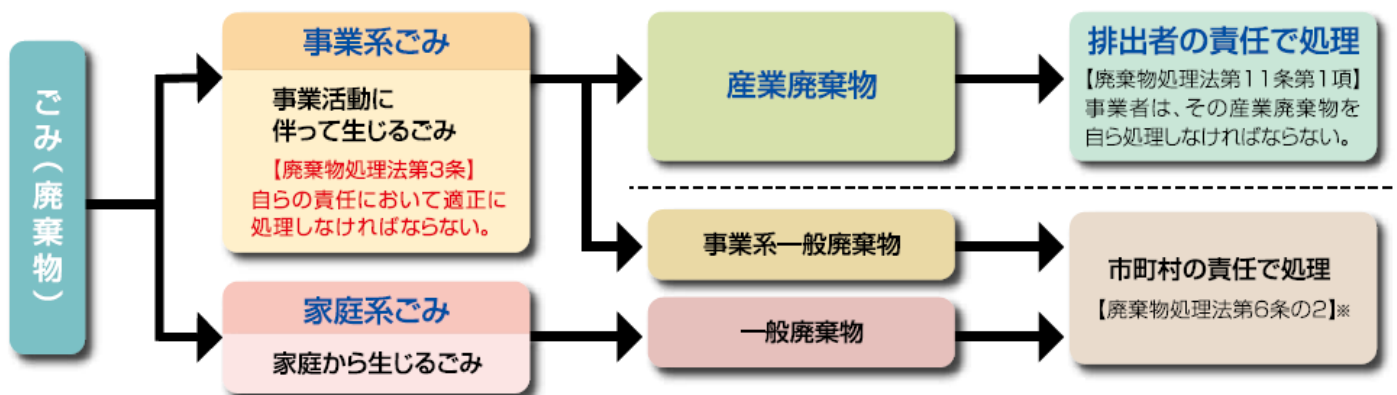


# 産業廃棄物を排出する事業者責任について

あなたの職場では正しい手続き・表示がされていますか？



## 家庭系ごみ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い



※ 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

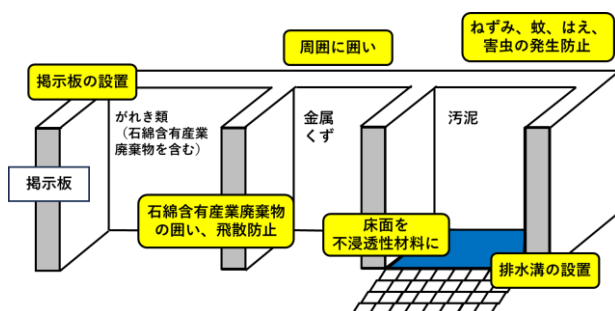
廃棄物には、家庭から生じるごみと事業活動に伴って生じるごみがあります。  
**産業廃棄物とは、**事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、  
廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をいい、  
**それ以外は事業系一般廃棄物といいます。**

各項目が順守できているか今一度確認してみましょう！（□欄にチェック✓）

チェック

### 産業廃棄物の保管場所・掲示

産業廃棄物を運搬するまでの間  
保管する場合



掲示板の例（※屋外で容器を用いずに保管する場合）

| 産業廃棄物 保管場所      |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| 保管場所の管理者の氏名又は名称 | 大阪市環境局（〇〇事業センター）                   |
| 連絡先（電話番号）       | 大阪市環境局〇〇事業センター<br>TEL 06-XXXX-XXXX |
| 産業廃棄物の種類        | 金属くず、廃プラスチック類                      |
| 最大保管高さ※         | 1.8m                               |

### 産業廃棄物は保管場所に掲示が必要です。

保管は飛散・流出や悪臭などが発生しないようにしてください。

分別する廃棄物を種類ごとに保管しましょう。

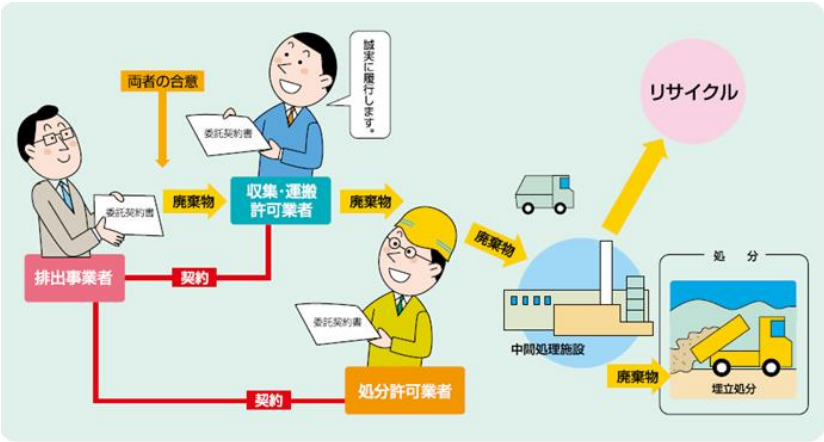
発生した産業廃棄物を運搬するまでの間、保管する場合は、見やすい場所に**掲示板を設ける必要があります。**

（廃棄物処理法第12条第2項）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009199.html#1>

（参考：大阪市HP 産業廃棄物の適正処理（アスベスト廃棄物、PCB廃棄物など））

産業廃棄物処理委託「収集・運搬業者」「処分業者」との書面による契約

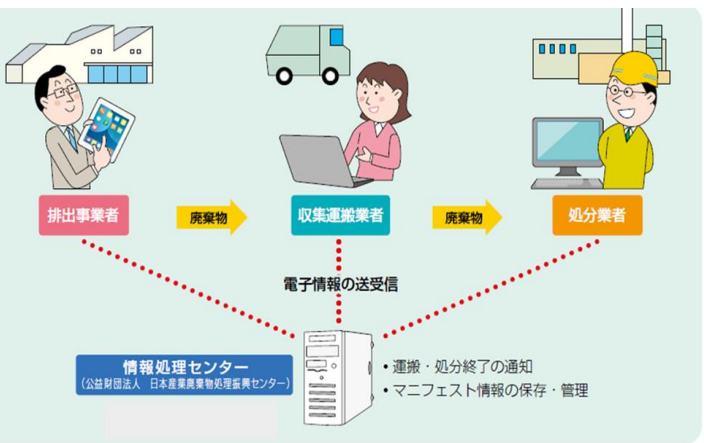
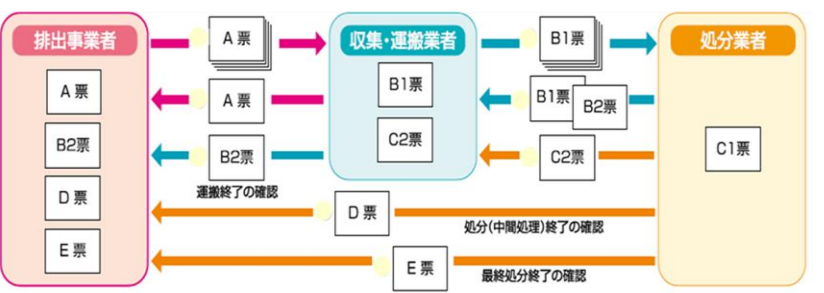


産業廃棄物の処理委託契約書は排出事業者が許可のある「収集・運搬業者」「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければなりません。  
(廃棄物処理法第12条第5項、施行令第6条の2第4号)

処理業者の選定ポイント  
処理業者の許可証を確認する。(有効期限、許可品目など) 委託しようとする産業廃棄物の種類や、処理方法などが許可されているか確認する。許可をしている都道府県などに許可通りであるか、電話、ホームページで確認する。

[http://o-sanpai.or.jp/entrust\\_contract/about01.html](http://o-sanpai.or.jp/entrust_contract/about01.html)  
(参考:公益財団法人 大阪府産業資源循環協会HP)

マニフェストの交付 電子マニフェスト使用のメリット



産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物の引き渡しと同時に、必要事項を記入したマニフェストを交付しなければなりません。(廃棄物処理法第12条の3第1項) マニフェストのA・B2・D・E票は5年間保存するとともに交付等状況報告書を提出しなくてはなりません。(廃棄物処理法第12条の3第6項及び7項)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000019635.html>  
(参考:大阪市HP 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況の報告について)

令和4年度より大阪市が排出する産業廃棄物の処理委託について特記仕様書により電子マニフェストを使用することになっています。電子マニフェストを使用した場合は、マニフェストの保存・報告書の提出が不要になり、紛失や誤廃棄の心配もなくなります。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>  
(参考:公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)HP)

事業場外保管 発生した産業廃棄物を現場(排出場所)以外に保管する場合

|       | 廃棄物処理法で規定する届出対象要件               | 市条例で規定する届出対象要件                |
|-------|---------------------------------|-------------------------------|
| 対象事業者 | 建設業                             | 全ての事業活動を営むもの                  |
| 面積の規定 | 保管場所を300m <sup>2</sup> 以上有する事業場 | 敷地面積が200m <sup>2</sup> 以上の事業場 |

発生した産業廃棄物を現場(排出場所)以外に保管する場合は、法・条例に基づく届出が必要な場合があります。下記に示す廃棄物処理法及び市条例※の規定に基づき届出が必要です。  
上記届出事項に変更(届出者、保管方法、搬出入方法、処分方法)がある場合、変更届出が必要です。届出は変更のあった日から10日後までに提出してください。  
※大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000398509.html>  
(参考:大阪市HP 産業廃棄物事業場外保管について)

問合せ先 ■大阪市環境局  
産業廃棄物 : 環境管理課 産業廃棄物規制担当  
TEL:06-6630-3284  
事業系一般廃棄物 : 一般廃棄物指導課  
TEL:06-6630-3271